

一般社団法人ディバースライン

受託事業等に係わる人件費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、国、地方公共団体その他の公共機関から受託した事業（以下「受託事業」という。）の実施に係る人件費等を支給する基準について定めるものとする。

(人件費基準)

第2条 受託事業の実施に際し支出する人件費の時間単価、日単価は下記の基準による。

| 種別 | 日単価 |
|--------|---------|
| 現場作業員A | 10,000円 |
| 現場作業員B | 11,000円 |
| 現場作業員C | 12,000円 |
| 現場作業員D | 13,000円 |
| 現場作業員E | 14,000円 |
| 現場作業員F | 15,000円 |

| 種別 | 時間単価 |
|-------|--------|
| 事務職員A | 1,000円 |
| 事務職員B | 1,100円 |
| 事務職員C | 1,200円 |

(支出の特例)

第3条 特別の事情により本規程に定める基準に基づかない人件費の支出をする場合は、予め承認を得るものとする。

付 則

- 1, この規程は、令和4年11月1日より施行する。
- 2, 令和4年12月22日改訂。